

議案第 8 1 号

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 4 8 号」を「第 4 2 号」に改め、「（第 3 7 号イを除く。次項において同じ。）」を削り、同条第 2 項中「第 4 8 号」を「第 4 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 2 1 号から第 2 4 号まで」を「第 2 0 号から第 2 3 号まで」に改める。

別表 5 9 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同項手数料の金額の欄を次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 3 項の確認書若しくは同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。第 6 1 号において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合
① 一戸建ての住宅
新築の場合 8, 0 0 0 円
増築又は改築の場合 1 3, 0 0 0 円
② 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第 6 2 号までにおいて同じ。）
床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同

じ。)が500平方メートル以内
のもので新築の場合 17,000
0円

床面積の合計が500平方メー
トル以内のもので増築又は改築の
場合 25,000円

イ ア以外の場合

① 一戸建ての住宅

新築の場合 57,000円

増築又は改築の場合 85,0
00円

② 共同住宅等

新築の場合 127,000円

増築又は改築の場合 194,
000円

別表60の項手数料を徴収する事務の欄中「第3項」を「第5項」に改め、「に
対する審査」を削り、「場合」を「申請」に改め、「限る。）」の次に「に対する
審査」を加え、同項手数料の金額の欄中「ア又はイの額」を「ア①又はイ①の額（共
同住宅等については、同欄ア②又はイ②の額）」に改め、「（共同住宅等につい
ては、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があ
るときは、これを切り捨てる。）」を削り、「115,350円」を「120,
700円」に、「166,800円」を「174,600円」に改め、同表61の
項手数料の金額の欄を次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する
法律第6条の2第3項の確認書若し
くは同条第4項の住宅性能評価書又
はこれらの写しが提出された場合

① 一戸建ての住宅

新築の場合 4,000円

増築又は改築の場合 6, 500円

② 共同住宅等

床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が500平方メートル以内のもので新築の場合 8, 500円

床面積の合計が500平方メートル以内のもので増築又は改築の場合 12, 500円

イ ア以外の場合

① 一戸建ての住宅

新築の場合 28, 500円

増築又は改築の場合 42, 500円

② 共同住宅等

新築の場合 63, 500円

増築又は改築の場合 97, 000円

別表62の項手数料を徴収する事務の欄中「に対する審査」を削り、「同法第8条第2項」を「同条第2項」に、「場合」を「申請」に改め、「限る。）」の次に「に対する審査」を加え、同項手数料の金額の欄中「ア又はイの額」を「ア①又はイ①の額（共同住宅等については、同欄ア②又はイ②の額）」に改め、「（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」を削り、同表63の項手数料を徴収する事務の欄中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、第5条第1項から第3項までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表59の項から62の項までの規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の別表59の項から62の項までの規定（長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る部分に限る。）については、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の別表59の項中「定める額を申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の合計数（以下この号から第62号までにおいて「申請住戸数」という。）で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とあるのは「定める額」と、同表60の項中「金額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「金額」と、同表61の項手数料の金額の欄ア中「定める額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「定める額」と、同表62の項中「金額（共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））」とあるのは「金額」とする。

令和3年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の額の改定その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。